

(様式第3号)

令和元年7月27日

登米市議会議長及川 昌憲 殿

会派又は議員名

令和の会・登米 岩渕 正弘 

調査報告書

調査の概要は次のとおりであります。

記

1. 調査目的 議員が知つておくべき財政の話

2. 調査先 京都府 京都市

3. 調査期間 令和元年7月16日から
令和元年7月17日まで 2日間

4. 調査の経過と結果並びに所感

5. 添付書類

研修講習報告書

登米市議会議長様

1. 日時 令和元年 7月 17日 10時00分～16時30分

2. 場所 京都府京都市メルパルク

3. 目的 議員が知つておくべき財政の話 基礎編 I・II

4. 講師 程岡 俊和

5. 受講者 岩渕 正弘

6. 研修講習 基礎編 I

1. 財政の基本的知識

(1) 財務の意義

財務とは、市町村が活動する上で、継続して、一定の秩序に従つて営まれる収入・支出、予算・決定、契約、財産等に関する事務の総称である。

(2) 貢献の組織

市町村の各期間に権限が分配され、それぞれの機関として補助体制がつくられ議会、市長、出納機関（会計管理者）、監査委員、がつくられて組織化されている。

① 議会は財政の民主化、住民意思の反映、財務運営の監視である。（予算審議、決算の認定、契約及び財産の個別議決、公の施設や基金などに関する条例の議決。）市長との関係は、予算の修正から再審議ができ、独自に調査権を有し、財務も含め市町村長の事務について広く調査ができる。

② 市長は財務に関する権限のほとんどを有する

予算は自らの政策遂行のための裏付けであるとともに重要な政策をアピールする手段となる。

③ 出納機関（会計管理者）

会計管理者は会計事務について独立の権限を持ち、市長との職務権限が明確に割られ、決算の調製は市長に提出する。

④ 監査委員

財務に関する事務の執行及びその経営に関わる事業の管理を監査する。すべての市町村に必ず置くこととされており、職務上独立した機関である。

2. 予算の種類・内容

(1) 予算

予算とは、一般に一定期間における収入と支出の見積もり又は計画であり管理である。納めた税金がどのように使われ、住民に還元されているのか示したものである。予算は、民主的な運営を確保するため、議会の関与をうけるとともに住民に対する公表の義務付けがされている。

(2) 予算の原則（6の予算の原則）

総計予算主義の原則は、一会计年度における一切の収入および支出を、全て歳入歳出予算に計上しなければならないとする原則である。

●原則の例外として

- ・一時金の收支
- ・歳計剰余金を基金に編入する場合の收支
- ・基金管理上の收支

(3) 単一予算主義の原則は、単一の見積書にあらゆる歳入歳出を包括し、かつ予算の調製は1年度一回を適当とする原則をいう。

○例外として

- ・用地取得特別会計
- ・国民健康保険事業特別会計
- ・介護保険事業特別会計
- ・病院事業会計
- ・下水道事業会計

(4) 予算統一の原則は、予算を系統的に総合的に調製し一貫した秩序が必要とする原則である。歳入歳出は予算の款項の区分は総務省令で定める区分を基準として、予算様式の統一化を図っている。予算事前議決の原則は、予算が地方自治体の一定期間における経費の見積りであることから、住民代表による議会の議決を経て、始期と同時に効力を生ずるものを原則としている。

○例外

- ・法令により負担する経費等に係る長の原案執行権
- ・長の専決処分
- ・特別会計に係る弾力条項

(5) 会計年度独立の原則は、それぞれの会計年度において支出する経費の財源はその年度の収入を持って充てるべきである、また、当該年度に支出すべき経費を他の年度において支出すべきではないという原則である。

○例外

- ・継続費の遞次繰り越し
 - ・繰越明許費（明確な理由が必要）
 - ・事故繰越（明確な理由が必要）
 - ・過年度収入および過年度支出
 - ・歳計剩余金の繰越
 - ・翌年度歳入の繰上充用（慢性化注意）
- (6) 予算の公開の原則は、自治体の財政状況が端的に現れ、またその内容は、ものか、施策がどのように実施されているか、税がどのように使われて住民に還元されているか示したものであるから、住民に対して積極的に公開していく必要がある。

3. 岁入・歳出、科目別予算

予算の内容は、地方自治法の規定では、7項目がある。

- (1) 岁入歳出の「歳」とは、会計年度を示し、歳入は一會計年度における一切の収入を、歳出は一會計年度における一切の支出をいう。
- (2) 継続費は二ヵ年度以上にわたり事業を施行する必要がある場合、その経費の総額及び年割額をあらかじめ一括して予算に定め、数年度にわたって支出する制度又はその経費をいう。
- (3) 繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、その性質上又は歳入歳出予算の成立後の事由に基づき、年度内に支出を終わらない見込みのものは、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しして使用することができる。
- (4) 債務負担行為は、翌年度以降市長が行うことのできる債務負担の限度額（指定管理5年間）期間を限ってあらかじめ決定しておく制度であるが、この効果は、市長に対して翌年度以降にわたる債務負担を許容するにとどまる。したがって、契約などの支出負担行為は当該年度以降に行う必要があり、もし行わなければ翌年度以降の予算としての効力は消滅する。
- (5) 地方債は、地方自治法等の規定により地方債（最高20年返済）を起こすことができるが、この場合、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定めなければならない。また、地方債は後年度の長期にわたって財政負担を伴うものであるから、その状態は常に把握しなければならない。したがって、それぞれの時点における現在残高を「予算に関する説明書」の一つとして議会に提出することが義務付けられている。
- (6) 一時借入金（民間金融機関から借入）は、年度内の一時的資金繰りを目的とした借入金であり、予定した収入が予定した時期に確保できない場合などに行われる。一時借入金の最高予定額は予算で定めなければならず、償還はその会計年度の歳入（出納整理期間を含む）をもって行わなければならない。なお、一時金の最高額とはある時点における一時借入金現在高の限度を意味し、

一会計年度の累計額を制限するものではない。

- (7) 岁出予算の各項の経費の金額の流用（人件費だけは認められている）

歳出予算の経費の金額は、各款の間において相互にこれを流用することができないと定められている。

4. 役所の予算編成から決算まで（当初予算、補正予算、決算）

- (1) 当初予算と補正予算の区分は、主に予算の成立の時期の違いによるものである。当初予算は、会計年度開始前に議会に提出し、議会の決議を経て成立了予算のことをいう。補正予算は、成立の順に第1号、第2号と呼ぶこともあるが、通称として、補正予算を審議する議会の日程に合わせて、5月補正・9月補正・12月補正・3月補正などと呼称することが多い。

※別添付 当初予算の編成日程表

- (2) 市の健康状態の把握 別添付 決算カード

市の「健康状態」、把握・分析の基本は「比較」、どうすれば「健康」な生活がおくれるか

- (3) 財政情報を表す指標で

具体的に決算の分析

① 収支が均衡を表す指数は、形式収支 = 岁入決算総額 - 岁出決算総額。

② 実質収支 = 形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源

③ 単年度収支 = 当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支

④ 実質単年度収支 = 単年度収支 + 基金積立金 + 地方債繰上償還 - 基金取崩額

⑤ 財政に弾力性があり、自由度を示したための指標として、使用されている経常収支比率は経常的な財源のどれだけをしめているかを示すものである。

⑥ 長期的にみて安定性を示す公債費は、自治体ができる支出でない、大きな借金を重ね、その返済にあてる支出 = 公債費が大きくなることは、健全な財政運営上問題がある

- (4) 健全化指標は平成21年度4月全面施行

なぜ健全化再生法は、旧法「財政再建法」昭和30年制定財政情報の開示や早期是正機能がない。

平成18年6月「夕張問題」長期わたらる粉飾決算、膨大借金、市長・議会・監査それぞれ責任の所在が不明確、住民への説明不足財政の問題の早期発見の重要性、会計間の連結ルール、わかりやすいデータに基づきの公表と責任明確化がのぞまるる。

- (5) 健全化4指標

- ① 赤字比率 = 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ② 連結実質赤字比率 = 全会計を対象とした実質上（または資金不足）の標準財政規模に対する比率（1組、三セク、公社、広域連合含まず）
- ③ 実質公債費比率 = 一般会計等が負担する負債の標準財政規模に対する比率（他会計の借金に充ちているため一般会計が仕送りしている額（繰出金））も含む）
- ④ 将来負担比率 = 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（他会計の借金でも、繰出しなどで実質的に一般会計等が返済していく借金も含む）
- ⑤ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模（その会計の営業収入）に対してどの程度あるかを示す（普通会計の実質赤字に相当し、連結実質赤字比率に算入する資金の不足額と同額）注）地方公営企業法非適用の公営企業も含む
- (6) 健全化基準基準について
 - 早期健全化基準（イエローカード）
 - 財政再生基準（レッドカード）

1. 議員が知っておくべき財政の話 基礎編 II
 - (1) 地方交付金の制度の徹底
 - 地方財政対策～計画
地方を取り巻く情勢について総額 16.2兆円
 - ① 歳入総額の見込みとその内容
別添付 地方財政計画（通常支出分）
国の予算と地方財政計画との関係（平成31年度）
 - ② 平成31年度地方財政対策のポイント
 - 通常收支分 一般財源総額の確保と質の改善
 - ・一般財源総額について、前年度を0.6兆円上回る62.7兆を確保
 - ・地方税が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を0.2兆円上回る16.2兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から大幅に抑制
 - ③ 幼児教育の無償化に係る財源の確保
 - ・平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、来年度は消費税引き上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国債により対応
 - ④ 環境性能割の臨時の軽減に係る財源の確保

- ・消費税引き上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車環境性能割の臨時の軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填
- ⑤ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進
 - ・緊急策に係る事業費1.2兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業して実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費0.3兆円計上
- ⑥ 地方財政の健全化
 - ・地方財源不足が大幅に縮小し（平成30年6.2兆円→31年度4.4兆円）、折半対象財源不足が解消（平成30年度0.3兆円）
 - ・臨時財政対策費は、前年度から0.7兆円抑制（平成30年度4.0兆円→31年度3.3兆円）

(2) 平成31年度地方財政の概要

① 平成31年度の財政の姿 通常収支分

地方が人づくりの改革の実施や地方自治体創生の推進、防災・減災等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源額について、平成30年度を0.6円上回る額を確保

I 地方財源の確保

一般財源総額 62兆7,072億円（前年度対比+5,913億円+1.1%）

一般財源比率（臨時財政対策費を除く一般財源総額が歳入額に占めている割合）66.6%程度

- ・地方税 40兆1,633億円（前年度対比+733億円+1.9%）
 - ・地方譲与税 2兆7,123億円（同+1,369億円+5.3%）
 - ・地方交付税 16兆1,809億円（同+1,724億円+1.1%）
 - ・臨時交付税 1,991億円（同+447億円+29.0%）
 - ・地方特別交付税 2,349億円（同一皆増）
 - ・臨時財政政策対策費 3兆2,568億円（同+▲7,297億円+18.3%）
- 地方債 9兆4,282億円（前値度比+2,096億円、+2.3%）
- ・臨時財政対策費 3兆2,568億円（前年度比▲7,297億円、▲18.3%）
 - ・臨時財政対策以外 6兆1,714億円（同+9,393億円、+18.0%）
 - ・通常債 5兆3,814億円（同+9,393億円、+21.1%）
 - ・財源対策費 7,900億円（同+0億円、0.0%）

II 地方交付税

地方交付税（出口ベース）16兆1,809億円（前年度比+1,724約円
+1.1%）

【一般会計】 15兆5,510億円（a）

① 地方交付税の法定率分等 1.5兆2,877億円

・所得税・法人税・酒税・消費税の法定分 1.5兆5,232億円

・国税減額補正清算分 ▲2,355億円

② 一般会計における加算措置（既往法定分等） 2,633億円

【特別会計】

① 地方法人税の法定率分 6,299億円（b）

② 交付税特別会計借入金償還金 6,299億円

③ 交付税特別会計借入支払利子 ▲5,000億円

④ 地方公共団体金融機関の公庫債権利変動準備金の活用 1,000億円

⑤ 平成30年度から繰越金 4,215億円

【地方交付税】 (a) + (b) 16兆1,809億円

III 幼児教育の無償化に係る財源の確保

平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引き上げに伴う地方の增收が僅かであるから、地方債分を措置する臨時交付税を創設し、全額国費にする。

・子ども・子育て支援臨時交付金（仮称） 2,349億円

財源の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4

IV 環境性能割の臨時の軽減に係る財源の確保 226億円

・自動車税減補填特別交付金 23億円

V 災害・減災国土強靭化のための3か年緊急対策の推進

「災害・減災国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づく事業費を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進、新たに緊急自然災害防止対策事業

・「災害・減災国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づく直轄事業負担金及び補助事業 1兆1,519億円

・緊急自然災害防止対策費 3,000億円

VI 公共設備等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業について、橋梁、都市公園等の長寿命化事業を対象追加

・「公共施設等適正管理推進事業」 4,800億円

VII 重点課題対応の拡充

地方財政計画の一般行政費に計上している重点課題対象分について、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備の経費を新たに計上し、増額

- ・重点課題対応分 2,700億円（前年度費+200億+8.0%）
- ※ うち森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等200億円（皆増）
- ※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた事業対象

長寿命化事業【拡充】

【公用建物】

- ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設】

- ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
(道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道) 対象追加 『地方債20年返済』

VIII まち・ひと・しごと創生事業費

IX 社会保障費拡充及び人づくり革命

X 水道・下水道事業の広域化等の推進

XI 財源不足の補填

平成31年度における財源不足4兆4,101億円（前年度比▲1兆7,681億円、▲28.6%）

※折半対象財源不足を解消（平成30年度 3,311億円）

○平成29年度から平成31年度までの国と地方の折半ルールを適用したが、平成31年度は折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足の分を補填

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① 財源対策債の発行 | 7,900億円 |
| ② 地方交付税の増額による補填 | 3,633億円 |
| ・一般会計における加算措置（既住法定分率）※ | 2,633億円 |
| ・地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 | |
| | 1,000億円 |
| ③ 臨時財政対策債の発行（既住法定分率） | 1兆2,568億円 |

※一般会計における加算措置には、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための地方交付税の総額に加算される

XII 地方財政の健全化

- ・地方財源不足の縮小 306兆1,783億円 314兆4,101億円(▲1兆7,681億円)
- ・折半対象財源不足の解消 3,311億円 皆減(▲3,311億円)
- ・臨時財政対策債の抑制 3兆9,865億円 3兆9,865億円(▲7,297億円)
- ・交付税特別会計借入金の償還 4,000億円 5,000億円(+1,000億円)

○ 2. 地方交付税

- ・地方公共団体の収入の中心となるのは地方税だが、地域の経済力には偏在しない。
- ・標準的な行政の実施に必要な経費を賄うための地方税収入が不足する団体が存在する。
- ・財源が不足する団体対し、一定の方法によって国から交付されるものが地方交付税。
- ・総額は国税四税（所得税、法人税、消費税、酒税）の一定の割合と地方法人税の全額。

(1) 地方交付税の性格

地方公共団体の固有財産

地方交付税は、いわば国が地方に代わって徴収する地方税。

地方の一般財源

使途は地方公共団体の判断に任されており、国が使途を限定したり、条件を付けたりすることは禁止されている。（国庫補助金と異なる）

〈一般財源…使途に制限のない財源。地方税や地方譲与税など〉

国と地方の税配分を補完

国と地方の歳出面での割合は約2:3で地方の方が相対的に小さい。このギャップを国と地方が財源配布分し補完。

(2) 地方交付税の総額

国税四税（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合と地方法人税の全額（原則）

① 法廷配分

所得税の33.1%

法人税の 33.1%

消費税の 20.8%

地方法人税全額

※消費税は平成30年度 22.3% 令和2年度 19.5%

②特別加算分

上記の合計が、必要額に足りない場合に特例措置としてやりくり。

(国の一般会計からの上乗せ等)

(3) 地方交付税の種類

①客観的・機械的に算定され財源不足団体に対して交付 (交付税の 9.4%)

4月、6月、9月、11月の4回に分けて交付される。

② 特別交付税

普通交付で捕捉されない特別の財政需要額に対して交付 (交付税の 6%)

普通交付税の算定期日後に生じた災害への対処など普通交付税を補完。

12月、3月の2回に分けて交付される。

※平成28年度以降、特別交付税の割合が段階的4%へ移行されることになったが、災害の多発、多様化により災害関連経費が多額に生じること等から、平成28年度以降も現行の割合(6%)を当分の間維持こととなっている。

③震災復興特別交付税

東日本大震災により生じた特別な需要または減収した分に対して交付

(4) 普通交付税

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 地方公共団体ごとの普通交付税額

基準財政需要額 = 各地方公共団体の標準的な財政支出を算定するもので、行政分野ごとに人口や面積などの客観的なデータに基づき、地域特性を反映させて算出

基準財政収入額 = 各地方公共団体の標準的な収入を算出するもの。標準収入 (地方税を標準的な税率で徴収したときの収入額の 75% 分)

3. 普通交付税の算定

(1) 基準財政需要額の算定

単位費用 × 測定単位 × 補正係数 = 基準財政需要額

A B C

A · · 国が法律で定める各行政項目ごとの測定単位あたりの単価

B · · 行政項目ごとの財政需要額をできるだけ的確に捕捉するための指標

C · · 行政経費を見積もる基準財政需要額は単純に「単位費用」 × 「測定単位」で積算きない。

→社会福祉費(測定単位:人口)に含まれる子ども手当関係経費は、子ども

の数を考慮するため、「人口」×「単位費用」だけではなく、算定過程で子どもの数を補正する係数が必要である。

→補正係数は測定係数を補正し、各市町村の差異を反映させる。

(2) 市町村分個別算定経費 包括算定経費 P 3 3

(3) 基準財政収入額の算定

標準的地方税収入 × 75% + 地方譲与税 (100%) = 基本財政収入額

A 算入率

B

C

A・標準的な地方税収入

標準的な税率、徴収率で算定した地方税収入(実際の調整額でない)

→市町村の課税努力等を促すため

標準的な徴収率を上回った部分は手元に残る(逆に下回れば交付税源)なぜ75% 100% 算入では、税収が増えた場合でも普通交付税+税収の合計額が変わらず(収入が減った場合

でも)課税額を増やす努力をしなくなってしまうため。残りの25%は保留財源という。

B・地方譲与税等は100%算入

地方譲与税等は国の基準によって交付されるもので、地方公共団体の課税努力と関係がないものはその全額が交付税算入される。

臨時対策債のカラクリと議会答弁

1. 臨時対策債とは

(1) 平成13年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補填するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り返り替えて発行させる特例地方債。

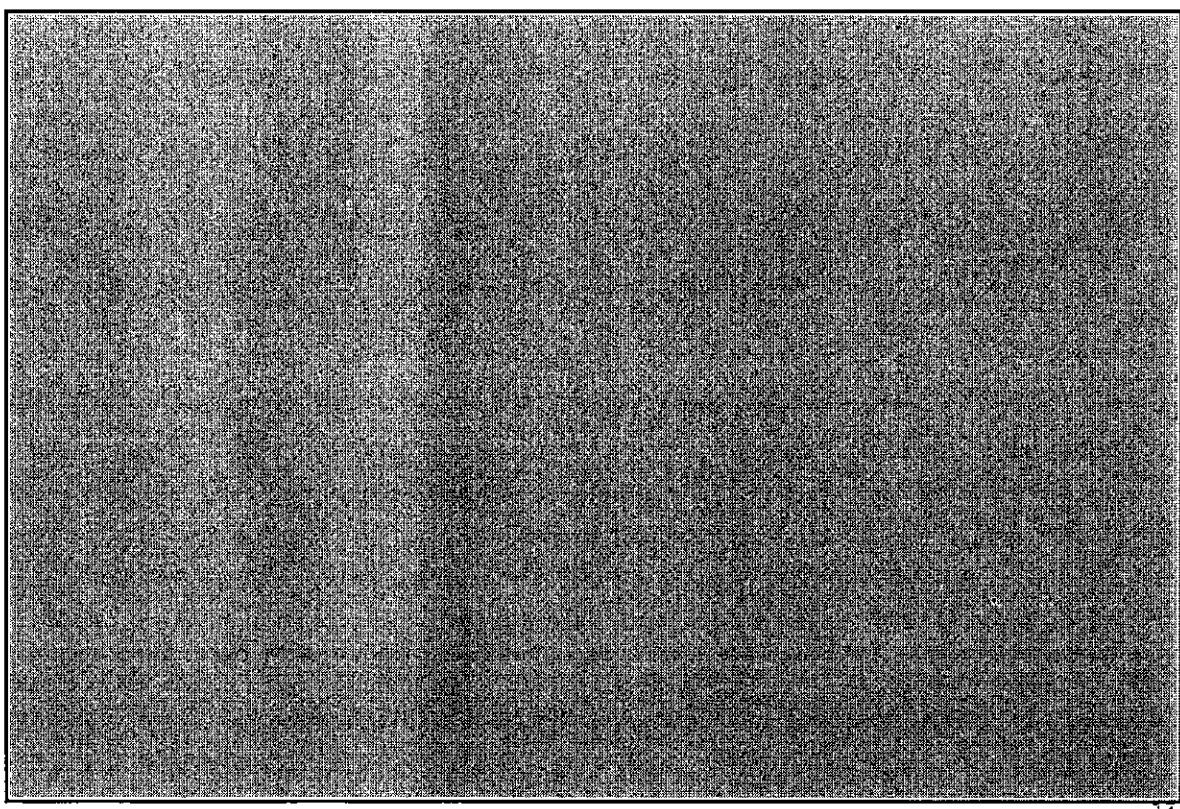
(2) 臨時財政対策債の元利償還金相当の100%を後年度基準財政需要が2算入

- ・臨時財政対策債発行可能額
- ・すべての自治体を対象
- ・最初は人口を基礎として算出
- ・財政機能を強化

○ 2013年から「財源不足額基礎方式」により算出

ポイント

地方交付税と考えるか地方債と考えるか（抑制）制度化（平成13年度）からまもなく20年経過100%算入は本当か（マクロかミクロ）



17

1. 地方債と基準財政需要額の関係

はじめに

地方債とは、地方公共団体は長期借入金（年度を超えて元利を償還する借入金）ことをいいます。

そもそも、地方公共団体は地方債（借金）以外の収入（地方税や地方交付税等）で歳入を賄うことが原則となっていますが、地方財政法第5条ただし書きにより、限定的に地方債を発行し、特定の事業の経費に充ちていることが認められています。

公共施設（図書館・道路）の建設事業は、建設年度には多額の経費が必要となります。10年後、20年後も継続的に利用されることとなるため、建設当時の住民だけが費用を負担するのではなく、今後施設を利用していく将来世代の住民にも負担してもらい、世代間の費用負担を公平にしようとする制度が地方債制度です。

（1）主な役割は、次のとおり

財政支出と財政収入の年度調整は公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することで、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これらに係る財政負担を後年に平準化するという年度間の調整機能を有している。

後年度に財政負担を分担させる

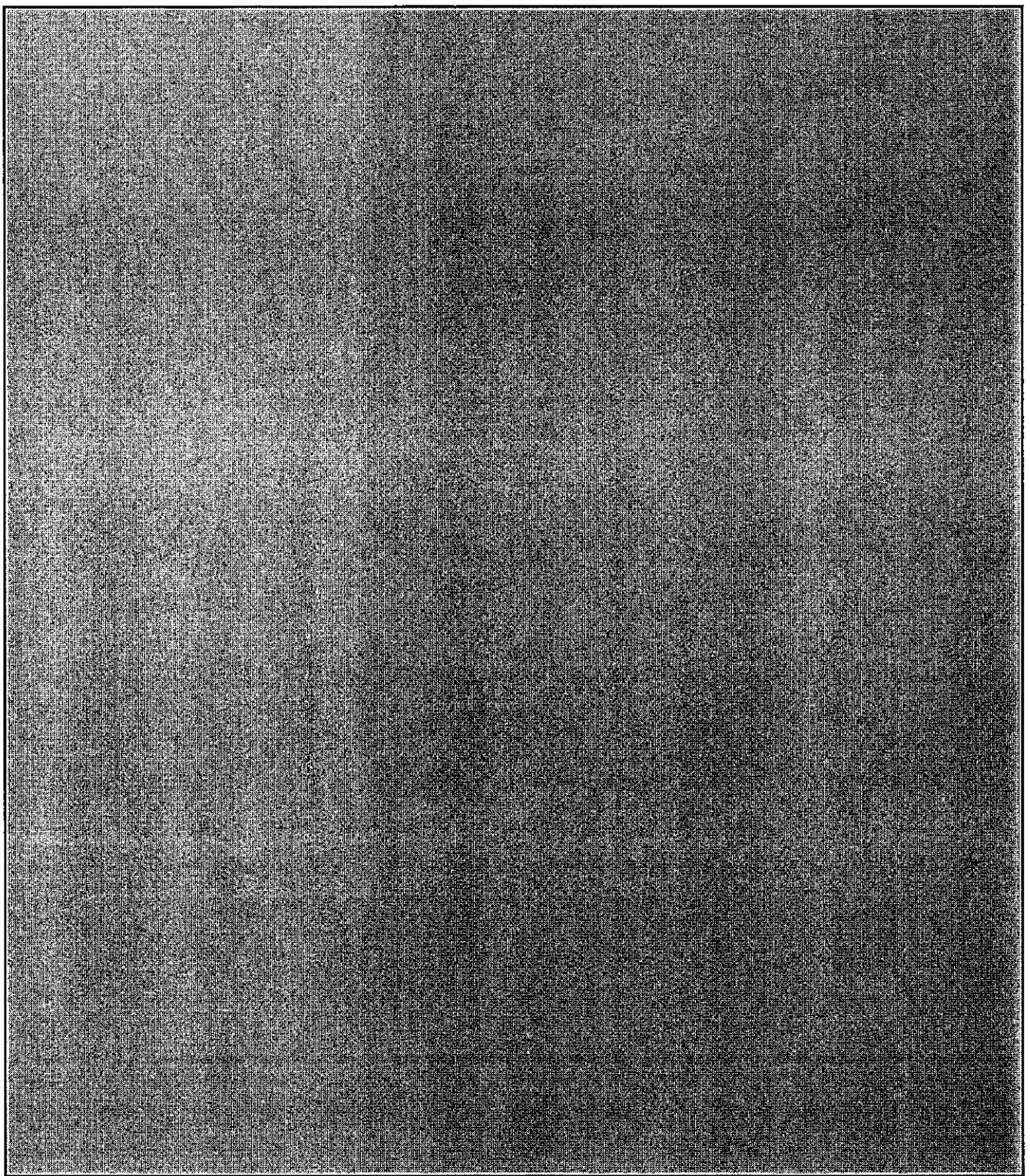
（2）住民負担の世代間の公平のための調整は、将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現住民との間で負担を分けることを可能としている。なお、こうしたことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共施設の耐用年数を超えてはならない。

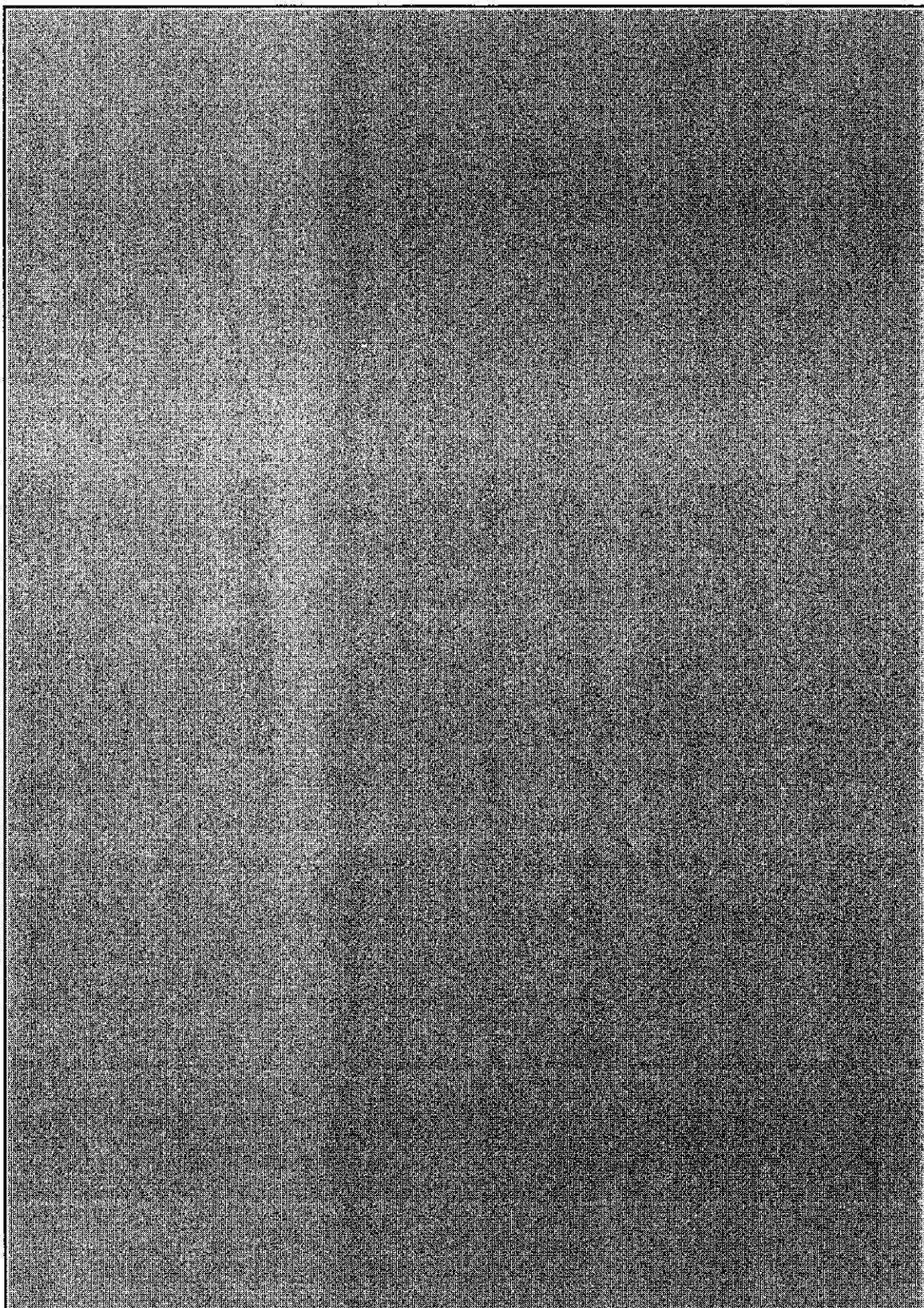
（3）一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機能性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を持っている。

（4）国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることから、国が行う経済対策も地方財政となって行わなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策において重要な機能を果たしている。





所見

地方自治体の議員は会計のプロでなければならない。自治体議員の仕事のメインは予算を審査して可決か否決を決め、その後予算の執行状況、決算を審査して様々な指摘をしていくことである。自体の財務状態や将来の予測を把握し、投資や政策が妥当かどうかを判断する必要がある。

人口減少・少子高齢化の到来により、今後は社会保障費が急増する中、限りある予算をいかに納得度高く配分する。優先順位をどのようなプロセスで決定するのか、高い次元で透明性と説明責任が求められる。

健全化比率表は、人間に例えると健康診断書。自治体の安全で安心の運営できる指標となり、議会の一般質問や予算審議、決算審議内容がだれもが一目で見てわかる資料として理解し財政難にならないようチェックしていく。

健全化判断比率表

指標	登米市	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	該当なし	11.92%	20.00%
(2) 連結実質赤字比率	該当なし	16.92%	30.00%
(3) 実質公債費比率	7.9%	25.0%	35.0%
(4) 将来負担比率	77.7%	350.0%	

(様式第3号)

令和元年8月2日

登米市議会議長及川 昌憲 殿

会派又は議員名

令和の会・登米 岩渕 正弘



調査報告書

○ 調査の概要は次のとおりであります。

記

1. 調査目的 質問方法スキルアップ研修 初級編・応用編

2. 調査先 東京都

3. 調査期間 令和元年 7月24日から
令和元年 7月24日まで 1日間

○ 4. 調査の経過と結果並びに所感

5. 添付書類

研修講習報告書

1. 日時 令和元年7月24日 10時00分～16時30分

2. 場所 東京TKCビル

3. 目的 質問方法スキルアップ研修基礎編・応用編

4. 講師 高橋 伸介

5. 受講者 岩渕 正弘

6. 研修講習 基礎編 応用編

(1) 地方議員の本質

地方自治法第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地方における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。すべての目的は「住民の社会福祉の増進と市政（地域社会の発展）にある。」

- ① 100の議会が100通りの議会運営があり
- ② 100の議員が居れば100人の正義ある
議会は議員より合議し決議する機関である
- ③ まず初めに、議会の中で共感を得るための努力、それは対話

(2) 議会要務令

- ①議会では、最上のものを目指さない
- ②議員全員のレベルの半歩前を提案する
- ③議会では、徹底して合意形成に努力する
- ④議会では、「私」を捨てる
- ⑤議会では、できれば議員全員と付き合う

※キーワードは合意形成、環境情勢が重要＝そのためにも対話

(3) 言葉の整理

- ①市政全般的に対して市の見解を求め、疑問をただすもの
- ②市の一般事務について、議長の許可を得て質問する
- ③質問者は、議長にその要旨を文書で通告しなければならない
★臨時会や代表質問の時はおこなわない

(4) 一般問のポイント

- ①一般質問では、「知っていることを聞き、知らないことは聞かない」 = 自身の事前勉強と十二分なヒアリング
- ②議会質問で共通していることは、「議場でわからないこと尋ねない」ここが一般社会の会議における質問と事なる
★現在では、一般質問において行政に対する政策提案にウェイトが置かれるようになった

(5) 質疑

- ②議案に対する疑問点をただすことを「質疑」という
- ②発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてならない。
- ③議長は規定に反すると認めたときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- ④議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。
★議題以外の発言はできない
★蛇足ながら、誤った認識で何ら事実の裏付けのない単なる「演説」、「要望」もタブーである。「指摘」は可尚。「要望」は必ず書面で行うこと。ただし、常任委員会での「質疑」では、質疑の範囲をやや広く運用されていることが多い。
- (参考) 代表質問は、市長の所信表明に対し、市議会各会派を代表しておこなう。

(6) 今までの質問スタイル

- ①レベル1 地元・住民要望型で多くの議員の皆さんのが得意とする分野、住民と直接対話、自身の議員報告でアピール度最大、次回選挙にも直結！・・・これに地域活動が加われば鬼に金棒！選挙対策として依然として最大有効！ 道路補修整備、下水道整備、少子高齢化対策、病院、診療所、学校教育、こども園、消防、救急、防犯灯、防犯カメラ、周辺環境整備
- ②レベル2 財政・市政に関するチェック型
「決算カード」を読み切る必要がある
歳入歳出状況、税収状況、経常収支比率、臨時財政対策債、ラスパレス指数、財政調整基金などの基礎的理解が必要。行政がよく枕詞に話す「黒字を達成」「健全化判断比率」はよくあり、誤魔化されないように
参考；「決算審査意見書」と「事務概要」

- ③ レベル3 行財政改革型はレベル2を理解したうえで、組合との関係で執行部が切り出しにくい合理化、組織運営、各種削減問題を指摘
老朽施設の統廃合、ファシリティマネジメント、職員給与、職員数の削減とアウトソーシング（外部委託化）
注意点として「容易な質問」と「高度な質問」が混在しており有権者が理解できない領域がある。
- ④ レベル4 政策提案（立案型）市民の暮らしに直接かかわる一般に関する議員提案
議員による政策条例が地方自治法第112条の根拠で、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。議員数の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

○ (7) 地方創生、少子高齢化人口減少を見据えた今後の街づくり条例、ポイ捨て条例まで幅広いジャンル。

問題点；議員の「政策研究」努力が極めて大きく議会（会派間）、および行政の「調整力」も必要、「行政」そのものの理解が必要、議員のトップアスリートいえる。

注意：基本的に行政との調整がない個別条例は「車の両輪」から外れる（嫌がられる！）したがって～基本条例が比較的安全。

裏技；首長と関係が良好ならばタッグを組んで特別委員会設置するか、所管の常任委員会での審議。議会事務局に条例案を作成、事務局は行政の法制室と協議。

○ (8) 議員にとって新たな武器リーサス（RESAS）地方自治体の様々な取り組みを情報面から支援するために、内閣府のまち・ひと・しごと創生部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビックデータを集約し、可視化するシステムである。客観的なデータに基づき地方におけるヒト・モノ・カネの流れを「見える化」して、誰でもその地域の現状や課題を把握できるようしたもの。

(9) トップにより質問の仕方を変える

市長が議員に求めるタイプを3タイプに分ける

① 優秀な市長

「知識のある人」、「情報力のある人」、「行政力の不足を指摘してくれる人」を議員に望む市長

② 善良な市長

「議会をまとめてくれる人」、「行政事務に理解あるひと」、「普通の議員である人」を議員に望む市長

③政治的な市長

「選挙を応援してくれる人」、「多少のことは目をつぶってくれる人」、「何事もなく任期を全うさせてくれる人」を議員に望む市長

(10) それぞれの対策

①優秀な市長はめったにおこらない。総じて議会は太刀打ち困難、議会レベルも上がるがひたすら協力していくことが多い。

②善良な市長は議会・議員の戦略・戦術で成果あり。日頃から直接の話し合いが有効。

③政治的な市長は駆け引きで成果狙う。市長、議員共に市政の発展、住民福祉の向上という崇高な任務がある。議会がまとまれば条例を打ち出し、施策を打ち出し施策を進めることも可能。

裏技「駆け引きをしてもいいが、取引（経済行為）をしてはいけない」という裏格言（裏技の対策；ミイラ取がミイラにならないためには見えるかを進める）

(11) 執行部から見た議会質問

市長の見方と似ているが議員の仕事力についてはよりシビアに見ている。

幹部職員から聞きますと（飲み会の席で）

①勉強不足なのに上から目線（素直になってほしい）

②選挙前だけは異常に頑張る（常に頑張ってほしい）

③ 日頃何にしているのかわからない（見えない？）

(12) 執行部と市民の思いからレベル4の質問を探る

①公務員試験登用されるため民間会社が分かりにくい。

②議員は現場（地域）から選ばれる、様々な立場の方がおられる議会は小会社とすると、例えば商店街活性化についてはどのような視点で提案していけるかが見える。

(13) 早稲田大学マニフェスト研究所のネットリサーチ

2014年7月（市民の議員に対する意識）

① 1位 56.1% 何をしているかわからない

② 2位 34.9% いてもいなくても同じだ

③ 3位 24.7% 支援団体の利益を考えている

(14) 執行部から一般質問ものに求められるもの

①執行部がわからない問題を具体的に指摘・改善策を出す。 執行部は「なるほど」と思いたい

指摘・提案=共感=協力=実行のサイクル

注意；理想型なので議員は裏技も駆使

(15) 「自治法の解釈はそれぞれの自治体で責任をもって行えばよい。」

①総務省行政課長の見解は、「禁止されていなければ原則自治体の解釈に任せる」

禁止と書いていないことは独自にやれ。

江藤俊昭 山梨学院大学教授（第29・第30次地方制度調査委員）

「議会改革はどこまですすんだか」公人の友社より

(16) ポイント

①「学芸会批判」を逆手に取り、完璧な「シナリオ」作り、角度を変えながら質問を続ける。「一流の舞台へ」

②職員の情報は宝の山

③議員提案には財政効果も忘れずに（但し、執行部は嫌がる）

④行政資産の有効活用 行政資産の精査と整理統合

⑤参考；枚方市における美術館建物7億寄付問題

(17) 一般質問の学芸会批判には

①片山善博元鳥取県知事が当時の県議会批判。後に「学芸会」ではセリフを暗記することから「朗読会」となった。

②普通の議員がガチンコ（質問通告書のみ）をすると混乱する可能性大（市町村議会では通告書のみが見受けられる）

★「朗読会」から「一流の舞台」へハートを込める

★議会の監視評価機能と政策立案機能を發揮する方向（質問）で進みそのプロセスには「見える化」が求められる。

このことが地方自治の本旨（住民自治・団体自治）につながる。

(18) ビジネス社会での基本を質間に生かす

①新規事業を多く取り上げる目標を明確にする（質問の目的）

②新規事業のビジネスアイデアを決める（質問の持って行き方）

③新規事業の立ち上げの企画書をつくる（質問の起承転結・シナリオ）

④新規事業に必要な資金と人材を集め（十分なヒアリング）

⑤新規事業を立ち上げる（一般質問の実行）

質問をコンパクトにまとめるならば「起承転結」より「序破急」で良い

（脚本構成上の3区分。「序」は導入部、「破」は展開部、「急」は結末部）

(19) 困みに仕事を早く

「旬のネタ」と「地域の適切な問題」を組み合わせる

①導入は大きく、全国の話とかを地域に当てはめて訊ねる

②次に日頃の行政を褒め、正確に評価する。

- ③現在の施策を答弁させ数字をいわせる。精神論ではダメ。
- ④そして最後に提言する。
 - ・首長の資質に応じて議会は巧みな戦術を

所見

仕事は段取り八分といいますが、一般質問においても事前準備が質問の成否を分けることになる。議会では、まず地域に根差した政策論が求められる。その上で質問に関する良質な情報をどれだけ多く集められるかが、カギを握る。できるかぎり自治体内の地域だけでなく、他の自治体や国、海外の行政情報も含め幅広く参照し、そして、十分調査研究して質問の内容を検討する。初めは、なるべく幅広く情報をを集め、少しづつ質問のポイントを絞りながら深掘をしていく。幅広く捉えていることで、関連する課題や政策に気づくことが今回の研修講習で学ぶことができた。深掘りするときは、あらかじめ作成した一般質問作成のためのチェックリストを活用することで、「漏れのない」、より奥深い質問をすることにつながることも知識の蓄積となつた。

質問方法スキルアップ研修 応用編



2019年7月24日 in 東京
2019年8月20日 in 東京

講師 高橋伸介

(様式第3号)

令和 1年 8月 29日

登米市議会議長

及川昌憲 殿

会派又は議員名

令和の会・登米 岩渕正弘



調査報告書

○ 調査の概要は次のとおりであります。

記

1. 調査目的

登米市医療の今後のあり方を検討するにあたっての情報の収集。

2. 調査先

地方議員研究会（札幌市）

3. 調査期間 令和 1年 8月 18日から

令和 1年 8月 19日まで 2 日間

○ 4. 調査の経過と結果並びに所感

・調査概要

登米市において、診療所の縮減や慢性化する医師不足、医療事業の赤字等の問題を抱えている。

そこで、これらの問題に対処するべき知識取得の為、1、「自治体病院経営最前線2019」、2、「国の医療政策と自治体病院」と題する2つの講義を受講するもの。

・所感

本市に限らず、自治体病院の経営は苦しい所が多く、特に地方の中小病院は苦戦を強いられている状況であるとのことである。

平成25年の第22回経済財政諮問会議においては、議長である内閣総理大臣から、公立病院は依然として多額の補助金に依存する体質になっている。しっかりとした経

営感覚を持ち、患者のためになるような更なる改革を進めることが重要である旨が述べられている。

また、一般的に病院事業への一般会計の繰り入れは問題視されがちであるが、総務省は一般会計繰入金を入れた後の経常収支での黒字を重視しており、必要なら一般会計の繰入金を入れることは必要という立場をとっており、決して税金投入ゼロを薦めているわけではないということである。

次に、産業の観点を加味して自治体病院を考えた場合、地方の自治体病院の支出の約6割から7割は人件費となっている。これは、地域の重要な雇用先になっているということである。

のことから、雇用の維持や、人材育成も重要となってくるが、現実には自治体の財政担当はたとえ基金に余裕があっても、人材育成などに予算を使わない傾向にあるとのことである。

本市においては、今後、病院事業の独立行政法人化を進める方向性が示されている。経営形態については、他にも指定管理者制度や地方公営企業法全部適用、あるいは民間譲渡等が考えられる。これら経営形態の如何等の問題も含め、今後の病院経営には、国の動向等も踏まえた対応が求められるものと考える。

また、先に述べた、病院を地域産業の一部と捉え、人材育成に予算を使うという視点も含め、より柔軟な対応が必要になってくるものと考える。

5. 添付書類

- ・調査経費内訳書
- ・支払証明書

令和元年8月 政務調査行程表

実施日 8月18日(日)～8月19日(月)

1日目 8月18日(日)

石越発 7:21



瀬峰 7:35



仙台空港着 9:09



仙台空港発 10:00



千歳空港着 11:10



新千歳空港発 11:45



札幌着 12:22



2日目 8月19日(月)

札幌発 17:30



新千歳空港着 18:07



千歳空港発 19:50



仙台空港着 20:55



仙台空港発 21:13

↓

瀬峰 23:33

↓

石越着 23:48

C

O

自治体病院経営最前線2019 —最新情報を伝授

城西大学経営学部
教授 伊関友伸

経歴

- 1987年埼玉県庁入庁
- 県民部県民総務課、川越土木事務所管理課、出納局出納総務課、総合政策部計画調整課、健康福祉部県立病院課、社会福祉課、県立精神保健総合センターに勤務
- 1995～6年度大利根町企画財政課長(県派遣)
- 2004年4月から城西大学経営学部助教授
- 総務省「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」委員(2008年度)
- 内閣府「公立病院改革の経済・財政効果に関する研究会」委員(2015・2016年度)
- 総務省「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会」委員(2016・2017年度)
- 医学書院「病院」編集委員
- 研究テーマ: 行政学(行政評価、公的組織の変革、地域医療問題、自治体病院の経営変革)
- 博士(福祉経営:日本福祉大学から授与)

(様式第3号)

令和2年2月10日

登米市議会議長 **及川 昌憲 殿**

会派又は議員名

令和の会・登米

岩渕 正弘



調査報告書

○ 調査の概要は次のとおりであります。

記

1. 調査目的 人口減少対策セミナーin 東京
『人口減少の現実と課題の共有』
『人口減少対策・日本の成功例』
2. 調査先 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター
〒103-0028
東京都中央区八重洲 1-2-16 TG ビル
3. 調査期間 令和2年1月30日(木) 1日間
4. 調査の経過と結果並びに所感 別紙のとおり
5. 添付書類 別紙のとおり

令和2年1月30日(木) 政務調査行程表

往路

- ・くりこま高原駅 発 6:57 はやぶさ102号
- ↓ (119分)
- ・東京駅 着 8:56
- ↓ (1分) 徒歩
- ◎ 研修会場 8:57

復路

- ・研修会場
- ↓ (1分) 徒歩
- ・東京駅 発 17:56 はやぶさ107号
- ↓ (116分)
- ◎ くりこま高原駅 着 19:52

研修講習報告書

登米市議会議長様

1. 日時 令和 2 年 1 月 30 日 10 時 00 分～16 時 30 分

2. 場所 東京都 T K P 東京駅日本橋カンファレンスビル

3. 目的 人口減少問題に対策について

4. 講師 樋渡 啓佑

5. 受講者 岩渕 正弘

6. 研修講習

1. 日本の総人口の急激な減少

(1) 楽観論に逃げ込むことがあってはならない

今取り上げるべきなのは、人口の絶対数が減少したり、高齢者が激増したりすることによって生じる障害であり、それにどう対応していくべきかである。経済が成長し続けたとしても、少子化に歯止めがかかったり、高齢者の激増スピードが緩んだりするわけでは断じてない。

われわれは決して楽観論に逃げ込みことがあってはならない。不都合な新事実、であっても目を背けず、それに立ち向かう選択をしなければならない。

(2) これからの日本とこれからの自治体

①最新データに基づく日本の将来推計

②年間出生数は現状のままでは決して増えない

③今後しばらく「高齢者」の高齢化が進む

④ひとり暮らしの高齢者は増加の一途

⑥社会保障給付費のうち、介護、医療はほとんど増大

⑦働きながら介護をしている人は 50 代が最も多い

⑧育児と介護の「ダブルケア」をする人が 80% は働き盛り

⑨認知症高齢者は 2026 年には 700 万人を突破

⑩東京都の人口もやがて減ってゆく

⑪総住宅数も空き家数も増え続けている 実績値予想値空き家率 30.4%

⑫18 歳人口の減少は大学にとって死活問題 1992 年 2025 万人 20025 年 107 万人 1/2 になる。

⑯移民を受け入れた場合、人口はこう変わる

- ・移民を毎年 20 万人受け入れ出生率は回復
- ・移民を受け入れず 2013 年に出生率が 2.07 に回復
- ・移民を受け入れず出生率も現状のまま

2. 人口減少対策の課題

(1) 最新データに基づく日本の将来推計人口

①最新データに基づく日本の将来推計

②2045 年、都道府県はこんなに人口が減る

③所有者不明土地が増大している

- ・所有者が直ちに判明しない。または、判明しても所有者に連絡がつかない土地。
- ・登記簿のみでは所有者不明 20.1%、登記簿上で所在可能 79.9%、持ち主の不明な土地がすでに 2 割。
- ・2016 年 410 万 ha + 310ha = 720ha 九州本土（367 万 ha）上回る面積、北海道 (ha) の 9 割の面積に。
- ・狭い公道を公道化できず、消防車などが通れない、様々なゴミが不法投棄されるなど、住環境が悪化、空き家にできたスズメバチの巣の除去ができない。少なくとも累積約 6 兆円の経済的損失にもつながる。

④空き家数

- ・2033 年の空き家数は約 21,661 万戸、空き家率 30.4%（7000 万戸）
- ・このまま空き家が増えると過疎地の一軒家でなく、大都市のマンションなどが次々と、幽霊屋敷のような廃墟化する。
- ・20 年以内に、築 30 年以上のマンションは 520 万戸超に！！
- ・東京のあちこちに「スラム」が起きる。
- ・マンション入居者は年々高齢化する。
- ・管理費を滞納する年金暮らし入居者が増大。
- ・マンションの空き家も増える。
- ・管理費や修繕積立金が集まらず、建物の劣化進む
- ・マンションのスラム化。
- ・タワーマンションも例外ではない、低層一般会社員・中層富裕層・高層外国人、投資家。
- ・大規模修繕などの合意形成が難しい。修繕されないまま老朽化したタワーマンションが都心に林立する。
- ・親と同居する 35~44 歳は、ここ 40 年間で急増する。16.3% 288 万人。
- ・親の収入で生活している人たちは 217 万もいる！（2016 年時点）。
- ・昔と比べて、長く勤めていても賃金が上がりにくくなっている。

- ・勤続年数 30 年一般労働者の賃金比較、勤続スタート時の平均所定給与を 100 とした場合、1976 年は 233 まで賃金が上がった。2016 年 183
- ・団塊ジュニア世代には、正規・非正規にかかわらず「貧乏年金」を迎える人が多い。
- ・彼らを支える税負担が増大し、「逃げ切り世代」も逃げられない事態に。中小企業の廃業が増える。
- ・今後はさらに「大廃業時代」に突入。
- ・理由は中小企業経営者の平均退職年齢=70 歳。
- ・2025 年までに 70 歳を超える経営者は 245 万人も。
- ・2025 年経営者の年齢 70 歳未満約 136 人、70 歳以上約 245 万人すると受け者不足による「大廃業時代」の日本に。
- ・熟練した技術者や優良技術者が途絶える。

○ 定年まで 10 年以内の女性の就職率は年々上昇している。

- ・2017 年で 55~59 歳の女性 70.5% で 60~64 歳女性は 53.6% 予想される。
- ・定年を迎えた女性に待ち受けてこととは!? 再就職が決まらない。
- ・再就職先がなかなか決まらない、再就職先がスムーズに決まった場合男性… 67.1、% 女性… 40.0% 結果として再就職難民。
- ・定年後、20 年~30 年も生きる平均寿命 2016 「年男性… 80.98 歳・女性 87.14・ 2060 年男性… 84.19 歳・女性 90.93」 「人生 100 年時代」には、ライフプランをうまく描けるかがカギ。

(3) 人口減少対策と課題

- ①最新データに基づく将来の推計人口何が起きる
- ②2045 年、都道府県はこんなに人口が減る
- ③独り暮らしの高齢化は、増加の一途をたどっている
- ・高齢者の事故発生現場の約 8 割が「住宅」、一般道路での事故はわずか 6.9% 家庭内の不慮の事故の原因。

総務省 「自治体戦略 2040 構想研究会」議論から未来を予測

I 2040 年頃までの個別分野の課題

- 1 子育て・教育
- 2 医療・介護
- 3 インフラ・公共工事
- 4 空間管理・防災
- 5 労働力
- 6 産業テクノロジー

1. 子育て・教育

- ・保育ニーズと保育所・幼稚園の過不足の見通しは地域により大きく異なるが、幼稚園ニーズは減少する一方、少子化対策や女性の活躍推進が結実すれば、保育所ニーズは増加する。
- ・待機児童は、男性も女性も働くことを前提とした社会への転換に保育の受け皿が対応できなかつたことにより生じてきた。社会構造の変化に即し、長期的な保育ニーズの変化に対応した子育て環境の整備が求められる。

2. 医療・介護

- ・一都三県を中心に、高齢者（特に85歳以上の高齢者）が2040年にかけて増加。介護ニーズはいずれの地域も増加傾向。入院ニーズは全国計では増加するが、減少に転じる地域も。外来ニーズはほとんどの都道府県で減少。
- ・介護人材の需給ギャップが拡大する。
- ・一人暮らし高齢者が増加する。高齢者が増加する東京では、地域のつながりが薄い。
- ・高齢化による疾病構造の変化により「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められる。

3. インフラ・公共交通

- ・一都三県を中心に、高齢者（特に85歳以上の高齢者）が2040年にかけて増加。介護ニーズはいずれの地域も増加傾向。入院ニーズは全国計では増加するが、減少に転じる地域も。外来ニーズはほとんどの都道府県で減少。
- ・介護人材の需給ギャップが拡大する。
- ・一人暮らし高齢者が増加する。高齢者が増加する東京では、地域のつながりが薄い。
- ・高齢化による疾病構造の変化により「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められる。
- ・移動手段の確保が必要な高齢者が増加する。
- ・札幌、仙台、広島、福岡以外の地方都市の多くは、鉄道・バスへの依存度が低くなっている。今後、主要な利用者である高校生が減少すると、地域交通を担う民間事業者の経営環境がさらに苦しくなる可能性がある。

4. 空間管理・防災

- ・首都直下地震（M7クラス）、南海トラフ地震（M8～9クラス）の発生確率は、30年以内に70%程度。
- ・首都直下地震発災時には避難所生活者が最大約460万人発生する。東京都23区全体で避難を実施しても収容力が不足し、多摩地区や近隣県への避難が必要。
- ・不正送金や特殊詐欺など新たな形態の犯罪が増加している。
- ・救急搬送人員数は全体としては2035年まで増加する。消防本部の規模によ

り、ピークの時期は異なる。

5. 労働力

- ・2040年にかけて生産年齢人口の減少が加速。若者、女性、高齢者の労働市場への参加が進まない場合には、日本の労働力人口は大きく減少。
- ・現在有効求人倍率が高い介護、看護、保育・建設・運輸等では将来的にも労働力不足が生じる見込み。・
- ・就職氷河期に就職した世代は、2000年代前半から継続して、所定内給与額が低い。就業意欲がある長期失業者、無業者が多い。

内閣府経済財政諮問会議「2030年展望と改革タスクフォース報告書（参考資料集）」より作成
(男性一般労働者)

※ 出典：内閣府経済財政諮問会議「2030年展望と改革タスクフォース 報告書（参考資料集）」より作成

6. 産業・テクノロジー

- ・地方圏では労働集約型サービス産業が増加。地方圏のサービス産業は生産性が低い。
- ・開業率・廃業率が低水準に止まり、産業の新陳代謝が低調。
- ・農林水産業・観光業は、人口減少下では収穫過減により所得増となる可能性。東アジアなど近隣国との市場拡大への対応が求められる。

所見 人口の変化が本市の将来に与える影響

1. 様々な生活サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）は、一定以上の人口規模の上に成り立っており、市民が日常生活を送るのに欠かせないものである。

人口減少が進むと、利用者や消費者が減少し、過去の人口規模に合わせたサービス施設等を維持できなくなる。例えば人口5~10万人の自治体と2~5万人の自治体とではサービス施設の立地状況等が異なっており、人口規模の縮小は、生活便利性や地域の雇用環境等を悪化させる。
2. 人口減少に起因した税収減による行政サービスの低下・社会インフラの老朽化は、経済・産業活動を縮小させる。また、高齢化の進行は社会保障費の増加につながり、さらに厳しい地方財政となる。他方で、次々に更新時期を迎えている道路、橋、上下水道といった公共のインフラの老朽化への対策も喫緊の課題となってくる。
3. 年少人口、生産年齢人口の減少により通勤通学者が減少すると、地域公共交通は民間事業者の採算ベースでの輸送サービスの提供ができなくなる。特に高齢者の移動手段として市民バスの重要性は今後増すなか、公共交通の縮小が地域生活に与える影響は大きい。
4. 空き家・空き店舗・耕作放棄地は人口減少等に起因して全国的に増加しており、これらは大抵の場合、適正な管理がなされていない。老朽化による倒壊や、防犯、景観上の問題が生じているものの、産業活動の縮小等による後継者不足等も相まって適切な管理が難しい状況にある。
5. 自治会等の住民組織の担い手不足は地域コミュニティの機能を低下させ、共助機能の損失につながる。また、消防団員の減少は地域の防災力を低下させ、児童生徒の減少は、小学校等における複式による学級編成を余儀なくする。若年層の減少は、地域の祭り等の伝統行事の継続を困難とさせ、地域の歴史や伝統文化の継承が断絶する原因になる。

まとめ

人口減少が問題であるのは、「労働力人口の減少による地域経済の衰退や、社会保障費の増大という財政面の負のスパイラルを招き、更には地域コミュニティの弱体化までをも引き起こす。」ことにある。人口減少問題の本質は、「これまでに社会が経験したことのないような、老年過多・生産年齢及び年少者が過少の人口構造になることで、財政、地域コミュニティ等に大きな影響を及ぼす。」ことと考える。

若い世代が本市に住み続け、子どもを産み育てたいと思えるような環境整備が本市の重要施策であると考える。

